

住民税均等割のみ課税される世帯に くらし応援金を支給します



市民生活部社会福祉課
☎22-1340

◆住民税均等割のみ課税世帯くらし応援金とは
下記の「対象となる方」に支援金を支給する
ものです。

◆対象となる方は

6月1日において市内に住所を有し、申請日
に引き続き市内に住所を有している、次のいず
れかに該当する世帯。

- (1) 令和4年度「住民税が均等割のみ課税者」
で構成される世帯
- (2) 令和4年度「住民税が均等割のみ課税者と
非課税者」で構成される世帯

※「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付
金」を受給した世帯は対象となりません。

◆給付金額は 1世帯あたり 5万円

◆申請期間は 令和4年9月1日から11月30日

◆申請に必要なものは

◇申請書(請求書)

※該当と見込まれる世帯には、9月1日から順次申請書を送
付します。

◇本人(代理人)を確認できる書類の写し

◇振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し

◇令和4年度住民税の課税証明書または納税通
知書の写し(※令和4年1月2日以降に本市
に転入された方のみ必須)

◆申告など税金に関する問い合わせ先
総務部税務課 ☎22-1121

学校給食等食材費高騰対策を 実施します



教育部教育総務課 ☎42-3511
教育部学校教育課 ☎42-3512
市民生活部子育て支援課 ☎22-2360

◆学校給食等食材費高騰対策事業とは

コロナ禍における生活物価の高騰に伴い、学
校給食等に使用する食材費についても、高騰の
影響を受けています。

これらの食材費は、学校給食等を利用する児
童・生徒の保護者による負担を原則とするもの
ですが、国の交付金を活用し、食材費高騰分
について保護者に新たな負担を求めることなく、
これまでどおり利用できるようにするものです。
具体的には、下記のとおりです。

- (1) 市が給食を提供する施設(市立学校、幼稚
園、保育所など)の場合

→国の交付金を市が調達する食材費の
高騰分に充てます。

- (2) 民間法人が給食を提供する施設(市内の私
立幼稚園、認定こども園、小規模保育事業
など)の場合

→食材費高騰分に相当する額を、民間法
人に対して支援金として給付します。

◆申請等の手続きは

児童・生徒の保護者の方が個別に申請等の手
続きを行う必要はありません。

※この事業は、食材費の高騰に伴う給食費の値上げを抑制するた
めのものであり、保護者の方に支援金を支給するものではありません。

3. 貸付実行期間、申請期限等の延長

延長項目	支援制度名称	変更前	変更後	問合せ先
貸付実行 期間	農業被害対策支援資金利子 補給金(アグリエール資金 (新型コロナ対策))	令和4年 3月31日まで	令和5年 3月31日まで	農林振興部 農業政策課 ☎22-1135
申請期限	農林業災害対策資金利子補給金	令和4年 3月15日まで	令和5年 3月8日まで	
	生活福祉資金(緊急小口資金) 貸付制度【特例貸付】	令和4年 6月30日まで	令和4年 8月31日まで	栗原市社会 福祉協議会 事務局 ☎23-8070
生活福祉資金(総合支援資金) 貸付制度【特例貸付】				
適用期間	国民健康保険被保険者に対する 傷病手当金の支給	令和2年1月1日 から令和4年6月 30日までの間に 労務に服すること ができない期間	令和2年1月1日 から 令和4年9月 30日 までの間に 労務に服すること ができない期間	市民生活部 健康推進課 ☎22-0370
	後期高齢者医療制度の被保険者 に対する傷病手当金の支給			